

議案 第 37 号

三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町手数料徴収条例（平成12年3月三宅町条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月4日提出

三宅町長 森田 浩 司

三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三宅町手数料徴収条例（平成 12 年 3 月三宅町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 17 号中「300 円」の次に「。ただし、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付の場合にあっては、1 件につき 200 円とする。」を加え、同条第 19 号及び第 28 号中「300 円」の次に「。ただし、多機能端末機による交付の場合にあっては、1 件につき 200 円とする。」を加える。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

三宅町手数料徴収条例(平成12年条例第24号)の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 印鑑登録証交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料</p> <p>三宅町印鑑条例第7条第1項の規定による印鑑登録証の交付及び第8条第1項の規定による印鑑登録証の再交付並びに三宅町印鑑条例第13条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付 1件につき 300円。ただし、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 印鑑登録証交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料</p> <p>三宅町印鑑条例第7条第1項の規定による印鑑登録証の交付及び第8条第1項の規定による印鑑登録証の再交付並びに三宅町印鑑条例第13条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付 1件につき 300円</p>

の場合にあっては、1件につき
200円とする。

(18) (略)

(19) 住民票の写し等交付手数料

住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付1件につき300円。ただし、多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき200円とする。

(20)～(27) (略)

(28) その他の証明手数料

前各項に定めるもののほか、町長の指定する事項に関する証明1件につき300円。ただし、多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき200円とする。

(18) (略)

(19) 住民票の写し等交付手数料

住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付1件につき300円

(20)～(27) (略)

(28) その他の証明手数料

前各項に定めるもののほか、町長の指定する事項に関する証明1件につき300円